

特定小売供給約款変更届出書

2 0 1 9 年 8 月 2 9 日

中 部 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款変更届出書

2019年 8 月 29日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2019年10月1日

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 実 施

中 部 電 力 株 式 会 社

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	8
11	供給の単位	8
12	承諾の限界	8
13	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
14	契 約 種 別	10
15	定 額 電 灯	10
16	従 量 電 灯	13
17	臨 時 電 灯	20

18	公衆街路灯	25
19	低 圧 電 力	29
20	臨 時 電 力	33
21	農事用電力	35
IV 料金の算定および支払い		41
22	料金の適用開始の時期	41
23	検 針 日	41
24	料金の算定期間	42
25	使用電力量の計量	42
26	料金の算定	44
27	日 割 計 算	45
28	料金の支払義務および支払期日	45
29	料金その他の支払方法	47
30	延 滞 利 息	49
31	保 証 金	50
V 使用および供給		52
32	適正契約の保持	52
33	力率の保持	52
34	需要場所への立入りによる業務の実施	52
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	53
36	供給の停止	54
37	供給停止の解除	55
38	供給停止期間中の料金	55
39	違 約 金	56

40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	56
41	制限または中止の料金割引	57
42	損害賠償の免責	58
43	設備の賠償	58
VI	契約の変更および終了	59
44	需給契約の変更	59
45	名義の変更	59
46	需給契約の廃止	59
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および 工事費の精算	60
48	解 約 等	62
49	需給契約消滅後の債権債務関係	63
VII	供給方法および工事	64
50	需給地点および施設	64
51	架空引込線	65
52	地中引込線	66
53	連接引込線等	67
54	中高層集合住宅等への供給方法	68
55	引込線の接続	68
56	計量器等の取付け	68
57	電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け	69
58	専用供給設備	70

VIII	工事費の負担	72
59	一般供給設備の工事費負担金	72
60	特別供給設備の工事費負担金	74
61	供給設備を変更する場合の工事費負担金	75
62	特別供給設備等の工事費の算定	76
63	工事費負担金の申受けおよび精算	77
64	臨時工事費	79
65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	79
IX	保 安	80
66	保安の責任	80
67	調 査	80
68	調査等の委託	80
69	調査に対するお客さまの協力	81
70	保安に対するお客さまの協力	81
71	検査または工事の受託	81
72	自家用電気工作物	82
附	則	
別	表	

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、
静岡県（富士川以西）、長野県

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場

合の契約電力は、0.5キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2) の場合は、2 契約種別といたします。) とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合

は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定 額 電 灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	89円76銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	139円92銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	240円24銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	340円56銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	541円20銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	541円20銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	234円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387円20銭

(5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場

合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	258円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21円07銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	286円00銭
契約電流15アンペア	429円00銭
契約電流20アンペア	572円00銭
契約電流30アンペア	858円00銭
契約電流40アンペア	1,144円00銭
契約電流50アンペア	1,430円00銭
契約電流60アンペア	1,716円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円49銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	258円50銭

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定

していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286円00銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円54銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円49銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力

換算容量] によって換算するものといたします。) によって1日につき次によって算定された金額および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は, 別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は, 別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円12銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16円24銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円24銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	162円36銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	162円36銭

ニ その他

- (イ) 当社は, 原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で, 契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは, 臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	313円50銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円34銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	313円50銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31円34銭
-------------	--------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	49円50銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	83円71銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	131円12銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	225円94銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320円76銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	510円40銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	510円40銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	215円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	357円50銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	357円50銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	258 円 50 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20 円 03 銭
-------------	-----------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が

次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	240円90銭

ホ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当社のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当社が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペア、70アンペア、80アンペア、90アンペア、100アンペア、110アンペア、120アンペア、130アンペアまたは140アンペアのいずれかといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき

1,144円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円04銭	15円49銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロまたはハにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

238円70銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引

または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額いたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力 1 キロワットにつき	550円00銭
-----------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含

まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	12円20銭	11円09銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることが

あります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロ ワ ッ ト に つ き	最初の30日まで	6,633円00銭
	30日をこえる 1 日につき	221円10銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものおよび別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）（4）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（2）計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計

量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、

(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）

(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合または農事用電力Bのお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定

める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当

する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。
この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払いの日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払

させていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社

の電気工作物の設計，施工，改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場

合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、次の場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午後10時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間

中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了

させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量また

は契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既

に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その
需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、
当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅する
ものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消
滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さま

から無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むた

めの引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

- ロ 建物の3階以下にある場所
 - ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。
- イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。
- なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。
- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同

引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工

作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付け
ていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、または
お客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要
する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量がで
き、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所と
し、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り
付けます。

- (3) 集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置お
よび区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議に
より、あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要
な協力を行なっていただきます。
- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償
で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものにつ
いては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお
客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無
償で使用できるものといたします。
- (6) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位
置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器ならびに契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱

（以下「契約用しゃ断器等」といいます。）は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) 契約用しゃ断器等の取付位置は原則として屋外とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) お客さまの希望によって電流制限器および契約用しゃ断等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの

お客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けま

す。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,500円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

(3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

(4) 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費

負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right] \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、

または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) VIII（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合は，次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

- (1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用し

て電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成后すみやかに精算するものといたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更

する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。

64 臨時工事費

(1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置き、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、臨時工事費に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

(5) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調査等の委託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および

委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことがで

きます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

(3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客様の協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この供給約款は、2019年10月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める 1 構内または 8（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1 原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第 2 項に定める 2 のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。ま

た、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備
およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

4 定額電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	104円50銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	147円40銭

なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。ただし、旧供給約款附則 4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)イただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1円08銭2厘
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1円62銭4厘

(2) その他の事項については、定額電灯に準ずるものとしたします。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分され

ていないとき。

ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

6 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の10パーセントを割増ししたものに、従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたしま

す。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最低料金または基本料金の1月分とし、その1年の契約電流または契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。
- (4) 9（需給契約の単位）(1)および29（料金その他の支払方法）(8)については、臨時電灯に準ずるものとしたします。
- (5) 36（供給の停止）(3)ニおよびへについては、農事用電力に準ずるものとしたします。
- (6) そ の 他
 - イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
 - ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、従量電灯に準ずるものといたします。

7 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	240円90銭
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	20円03銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。

8 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動

力を1年につき毎回30日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最 初 の 30 日 ま で	4,095円63銭	5,887円53銭	9,175円76銭	12,504円69銭	1,942円93銭
30日をこえる 1日につき	25円42銭	38円95銭	84円39銭	130円82銭	50円83銭

ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キ ロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日 に つ き	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とい
たします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用
開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ま
た、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額
の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日
は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域
の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたしま
す。

9 深夜電力のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則9（深夜電力のお客さまについ
ての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が50キ
ロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたし
ます。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定め
ます。

(2) 供給時間

供給時間は、次のとおりといたします。

イ 8時間供給の場合

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間

なお、当社は、供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ロ 10時間供給の場合

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	8時間供給の場合	176円00銭
	10時間供給の場合	209円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 に つ き	8時間供給の場合	13円52銭
	10時間供給の場合	13円90銭

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を利用することはできません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(イ) 1 需要場所において、この契約種別と他の契約種別とをあわせて契約することができます。

(ロ) 36（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、36（供給の停止）(3)にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ハ) 41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

10 料金についての特別措置（口座振替初回引落とし割引）

(1) 適用範囲

従量電灯により電気の供給を受け、料金を当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により支払われるお客さまで、かつ、口座振替初回引落とし割引の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料 金

各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振

替日」といいます。)にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯によって料金として算定された金額から次の初回引落とし割引額を差し引いたものとしたします。ただし、当該月における初回引落とし割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものとしたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯によって算定された金額としたします。

初回引落とし割引額（1契約につき）	55円00銭
-------------------	--------

(3) 口座振替初回引落とし割引の廃止

イ お客さまが口座振替初回引落とし割引を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

ロ 口座振替初回引落とし割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、お客さまが、従量電灯による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替初回引落とし割引が消滅したものといたします。

11 この供給約款の実施にともなう切替措置

Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（61〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日としたします。）が2019年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

12 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホ、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ハおよび(3)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロおよび(2)ニ、19（低圧電力）(5)、20（臨時電力）(3)ならびに21（農事用電力）(1)ハおよび(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
定額電灯	円
需要家料金	
1 契約につき	54.00
電灯料金	
10ワットまでの 1 灯につき	88.13
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	137.38
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	235.87
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	334.37
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	531.36
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	531.36
小型機器料金	
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	230.04
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	380.16
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	380.16

区分および単位	料金率
従量電灯 A	円
最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	253. 80
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	20. 68
従量電灯 B	
基本料金 契約電流10アンペア	280. 80
契約電流15アンペア	421. 20
契約電流20アンペア	561. 60
契約電流30アンペア	842. 40
契約電流40アンペア	1, 123. 20
契約電流50アンペア	1, 404. 00
契約電流60アンペア	1, 684. 80
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20. 68
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25. 08
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27. 97
最低月額料金 1 契約につき	253. 80
従量電灯 C	
基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280. 80
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20. 68
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25. 08
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27. 97

区分および単位	料金率
臨時電灯 A	円
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.97
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.94
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.94
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	159.41
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	159.41
臨時電灯 B	
基本料金	
契約電流10アンペアにつき	307.80
電力量料金	
1キロワット時につき	30.77
臨時電灯 C	
基本料金	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	307.80
電力量料金	
1キロワット時につき	30.77

区分および単位	料金率
	円
公衆街路灯 A	
需要家料金	
1 契約につき	48.60
電灯料金	
10ワットまでの 1 灯につき	82.19
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	128.74
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	221.83
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	314.93
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	501.12
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	501.12
小型機器料金	
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	211.68
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	351.00
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	351.00
公衆街路灯 B	
基本料金	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	253.80
電力量料金	
1 キロワット時につき	19.67
最低月額料金	
1 契約につき	236.52

区分および単位	料金率
低圧電力	円
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1, 123. 20
電力量料金 1 キロワット時につき	
夏季料金	16. 73
その他季料金	15. 21
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	234. 36
農事用電力 A	
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	540. 00
電力量料金 1 キロワット時につき	
夏季料金	11. 98
その他季料金	10. 89
農事用電力 B	
定額制供給の場合 契約電力 1 キロワットにつき	
最初の 30 日まで	6, 512. 40
30 日をこえる 1 日につき	217. 08

(2) 附則 4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金率および基準単価については、附則 4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率等
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	円 102.60
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	144.72
(燃料費調整の基準単価)	
20ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.063
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1.594

(3) 附則 7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金率については、附則 7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
最低料金	円
1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	236.52
電力量料金	
上記をこえる 1 キロワット時につき	19.67

(4) 附則 8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金率および基準単価については、附則 8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率等
契約使用期間	円
最初の30日まで	
契約電力	
0.5キロワット	4,021.16
1キロワット	5,780.48
2キロワット	9,008.93
3キロワット	12,277.33
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,907.60
30日をこえる1日につき	
契約電力	
0.5キロワット	24.96
1キロワット	38.24
2キロワット	82.86
3キロワット	128.44
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	49.91
(燃料費調整の基準単価)	
1日につき	
契約電力	
0.5キロワット	0.377
1キロワット	0.753
2キロワット	1.507
3キロワット	2.259
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.753

(5) 附則 9（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の料金率については、附則 9（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料金率
基本料金	円
契約電力 1 キロワットにつき	
8 時間供給の場合	172. 80
10 時間供給の場合	205. 20
電力量料金	
1 キロワット時につき	
8 時間供給の場合	13. 27
10 時間供給の場合	13. 65

- (6) 附則10（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）(2)の割引額については，附則10（料金についての特別措置〔口座振替初回引落とし割引〕）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

初回引落とし割引額（1 契約につき）	54円00銭
--------------------	--------

- (7) 別表 1（燃料費調整）(2)に定める基準単価については，別表 1（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

区分および単位	基準単価
	円
イ 定額制供給の場合	
(イ)定額電灯および公衆街路灯 A	
電灯	
10ワットまでの 1 灯につき	0. 889
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1. 779
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3. 558
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	5. 335
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	8. 893
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	8. 893
小型機器	
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2. 656
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5. 313
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5. 313
(ロ)臨時電灯 A	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0. 071
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0. 144
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0. 144
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1. 433
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1. 433
(ハ)臨時電力	
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1. 507
(ニ)農事用電力 B	
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2. 712
ロ 従量制供給の場合	
1 キロワット時につき	0. 229

別 表

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100ボルト アンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めま

す。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日

から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てい

ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場

合，最大の入力 of 電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じ
て次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの
平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いた
します。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 （ボルトアンペア）	入 力 （ワット）
高力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×150パーセント	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×125パーセント
低力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1, 000以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬 力 表 示 の も の	出力（馬 力）× 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルト ピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換 算 容 量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし, かつ, 動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は, 動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は, 次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は, 次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	60ヘルツ	40	50	75	100
		50ヘルツ	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	60ヘルツ	20	20	30	40
		50ヘルツ	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電 動 機 定 格 出 力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶 接 機 最 大 入 力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取 付 容 量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) そ の 他

(1)および(2)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロもしくはハの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流(アンペア)}}{\text{電圧(ボルト)}} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1) ハに該当する場合は、(イ) および (ロ) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお

客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロという暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

標準設計は、この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）に定める設計といたします。ただし、地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、技術基準、その他の法令、当社設計指針等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボ ル ト	V
キ ロ ボ ル ト	k V
ア ン ペ ア	A
キ ロ ボ ル ト ア ン ペ ア	k V A
メ ー ト ル	m
ミ リ メ ー ト ル	mm
平 方 ミ リ メ ー ト ル	mm ²

(3) 低圧または高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は、第1表の値を標準といたします。

この場合、電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電変電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

第1表 電圧降下の限度

公称電圧 地域区分	低 圧		高 圧
	1 0 0 V	2 0 0 V	6 . 6 k V
変圧器のタップが 一 種 類 の 地 域	6 V	2 0 V	2 0 0 V
変圧器のタップが 複数混在する地域			3 4 0 V

(ロ) 経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は，用地事情および保守保安上に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

低圧または高圧電線路は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 施設方法

a 低圧または高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，または負荷の分割のうち，線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は，原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，工場打鉄筋コンクリート柱

を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径 間

低圧または高圧架空電線路の径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表 径 間

施 設 地 域	径 間
市 街 地	3 0 m ～ 4 0 m
そ の 他	4 0 m ～ 5 0 m

(ニ) 支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じて、根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等を考慮し、当社が第3表から選定いたします。ただし、施設場所の状況により、第3表の長さ以外の支持物が必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表 支持物の長さ

長 さ (m)			
10	12	14	16

(ホ) が い し

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは、第4表のものといたします。

第4表 がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	DV線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低 圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高 圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

(へ) 電線の種類および太さ

- a 低圧または高圧架空電線には、絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし、技術上、経済上、硬銅線を使用することが適当でない場合は、アルミ線を使用することがあります。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表により選定いたします。

第5表 架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太 さ
低圧引込	硬 銅 線	直 径 2.6mm
低 圧	硬 銅 線	直 径 4.0mm
高 圧	硬 銅 線	直 径 5.0mm

(注) 低圧引込については、動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に2.0mmが適当な場合は、第5表にかかわらず2.0mmを使用いたします。

第6表 電線の種類、太さおよび許容電流

種類および太さ			低圧絶縁電線			高圧絶縁電線	
			引込用ビニル 絶縁電線 (DV2コ より)	引込用ビニル 絶縁電線 (DV3コ より)	屋外用ビニル 絶縁電線 (OW)	屋外用 ポリエチレン 絶縁電線 (OE)	水密型 屋外用架橋 ポリエチレン 絶縁電線 (OCW)
硬 銅 線	単 線	2.6mm	38A	34A	—	—	—
		3.2mm	50A	44A	—	—	—
		4.0mm	—	—	78A	—	—
		5.0mm	—	—	103A	114A	—
	よ り 線	14mm ²	70A	62A	—	—	—
		22mm ²	92A	80A	—	—	—
		38mm ²	130A	113A	—	—	—
		60mm ²	174A	152A	206A	—	282A
		100mm ²	238A	209A	—	—	—
		125mm ²	—	—	—	—	490A

(注) 単相3線式の引込線で使用する場合は、DV2コよりの許容電流を適用いたします。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、第7表より技術上、経済上適正なものを選定いたします。ただし、技術上、経済上、第7表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は、他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第7表 柱上変圧器の容量

容 量 (kVA)		
5	10	20
30	50	75

(チ) 開閉器の取付け

高圧架空電線路の操作上、保守上必要な場合には、電線路の必要な箇所に、気中開閉器を施設いたします。ただし、技術上、経済上気中開閉器を施設することが適当でない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

(リ) その他装柱、付属品等に関する事項

- a 低圧または高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、原則として水平配列といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は、他の適当な装柱といたします。
- b 支柱、支線柱等は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。
- d 変圧器、機器を取り付ける場合の接地工事は、実施設計を標準設計といたします。

ハ 地中電線路

(イ) 施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が支障なく行なわれる場合

b 暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する

場合および終端部等で必要な場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第8表より選定いたします。ただし、技術上、経済上、銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は、アルミケーブル線を使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第8表 ケーブルの種類

電 圧	種 類	導体種別	線心数	公称断面積 (mm ²)
100Vまたは 200V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6 k V	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

(ハ) 変圧器塔、開閉器、電気室および分岐接続体の施設

- a 変圧器塔は、地中配電線路において、変圧器を設置する場合に使用いたします。
- b 開閉器は、地中配電線路の操作上、保守上必要な箇所に使用いたします。
- c 電気室は、中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上、保安上困難な場合、または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。

d 分岐接続体は、ケーブルを分岐する場合に使用いたします。

ニ 特殊地域の施設

(イ) 塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩がいし類、耐塩柱上変圧器その他技術上、経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。

(ロ) 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、避雷器、アー
クホーンその他技術上、経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

(ハ) 雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には、難着雪電線その他
技術上、経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

(4) 変電設備

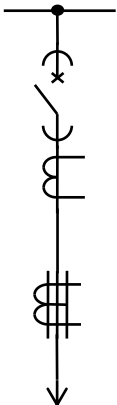
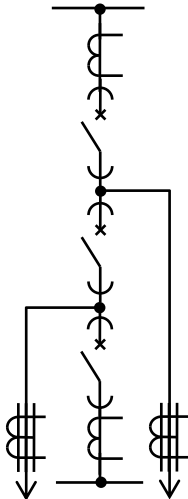
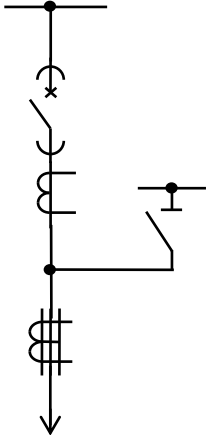
イ 一般基準

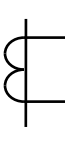
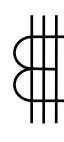
高压電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし、スペース上制約がある場合等は、他の方法によりま
す。

ロ 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は、第9表を標準といたします。

第9表 結線方法および主要機器取付台数

区分	結線方法	機器名	台数	区分	結線方法	機器名	台数
① 単 母 線		しゃ断器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 2 台 1 台 1 式	③ $1\frac{1}{2}$ 母 線		しゃ断器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	3 台 4 台 2 台 1 式
② 補 助 母 線 付		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 1 台 2 台 1 台 1 式	(注) ③は2線路分の引出口を示します。			

凡 例	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
				

ハ シャ断器，断路器および変流器

(イ) シャ断器，断路器および変流器は，当社で一般的に使用しているもののうち，その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は，原則として5年程度を目標といたします。

ニ 配 電 盤

配電盤には，原則として電流計，シャ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

ホ 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための必要な装置を取り付けます。また，原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第25条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容，新旧料金率比較表
および新旧工事費負担金比較表
- 3 工事費負担金金額の算出根拠

1 変更を必要とする理由

1 変更を必要とする理由

平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正を受け、このたび、当社は、消費税率の引き上げによる新たな料金率等を設定すべく、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

この消費税率の引き上げによる新たな料金率等の設定については、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第6項に規定された「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」に該当することから、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定に基づき、ここに平成28年1月12日届出の特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容, 新旧料金率比較表
および新旧工事費負担金比較表

2 特定小売供給約款の変更の内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正にともない、消費税率の引き上げに必要となる変更を行ないました。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 54.00	定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	円 55.00
	電 灯 料 金				電 灯 料 金		
	10Wまで	1 灯	88.13		10Wまで	1 灯	89.76
	20Wまで	〃	137.38		20Wまで	〃	139.92
	40Wまで	〃	235.87		40Wまで	〃	240.24
	60Wまで	〃	334.37		60Wまで	〃	340.56
	100Wまで	〃	531.36		100Wまで	〃	541.20
	100W超過100Wまでごとに	〃	531.36		100W超過100Wまでごとに	〃	541.20
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機器	230.04		50VAまでの機器	1 機器	234.30
	100VAまでの機器	〃	380.16		100VAまでの機器	〃	387.20
	100VA超過100VAまでごとに	〃	380.16		100VA超過100VAまでごとに	〃	387.20
	(特定の機器) 〔附 則〕				(特定の機器) 〔附 則〕		
従 量 電 灯	20VAまでのラジオ	1 台	102.60	従 量 電 灯	20VAまでのラジオ	1 台	104.50
	30VAまでのラジオ	〃	144.72		30VAまでのラジオ	〃	147.40
	A 最低料金				A 最低料金		
	最初の8 kWhまで	1 契約	253.80		最初の8 kWhまで	1 契約	258.50
	電力量料金				電力量料金		
	8 kWh超過分	1 kWh	20.68		8 kWh超過分	1 kWh	21.07
	B 基本料金				B 基本料金		
	10アンペア	1 契約	280.80		10アンペア	1 契約	286.00
	15アンペア	〃	421.20		15アンペア	〃	429.00
	20アンペア	〃	561.60		20アンペア	〃	572.00
	30アンペア	〃	842.40		30アンペア	〃	858.00
	40アンペア	〃	1,123.20		40アンペア	〃	1,144.00
	50アンペア	〃	1,404.00		50アンペア	〃	1,430.00
	60アンペア	〃	1,684.80		60アンペア	〃	1,716.00
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1 kWh	20.68		最初の120kWhまで	1 kWh	21.07
	120kWh超過300kWhまで	〃	25.08		120kWh超過300kWhまで	〃	25.54
	300kWh超過分	〃	27.97		300kWh超過分	〃	28.49
	最低月額料金	1 契約	253.80		最低月額料金	1 契約	258.50
	C 基本料金				C 基本料金		
	1 kVA	1 kVA	280.80		1 kVA	1 kVA	286.00
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1 kWh	20.68		最初の120kWhまで	1 kWh	21.07
	120kWh超過300kWhまで	〃	25.08		120kWh超過300kWhまで	〃	25.54
	300kWh超過分	〃	27.97		300kWh超過分	〃	28.49

現 行 料 金					改 定 料 金				
区 分			単 位	料金率	区 分			単 位	料金率
臨時電灯	A	50VAまで 1日につき	1契約	円 7.97	臨時電灯	A	50VAまで 1日につき	1契約	円 8.12
		100VAまで //	//	15.94			100VAまで //	//	16.24
		200VAまで //	//	31.88			200VAまで //	//	32.48
		300VAまで //	//	47.82			300VAまで //	//	48.72
		400VAまで //	//	63.76			400VAまで //	//	64.96
		500VAまで //	//	79.70			500VAまで //	//	81.20
		1kVAまで //	//	159.41			1kVAまで //	//	162.36
		2kVAまで //	//	318.82			2kVAまで //	//	324.72
		3kVAまで //	//	478.23			3kVAまで //	//	487.08
	B	基本料金				臨時電灯	基本料金		
		40アンペア	1契約	1,231.20			40アンペア	1契約	1,254.00
		50アンペア	//	1,539.00			50アンペア	//	1,567.50
		60アンペア	//	1,846.80			60アンペア	//	1,881.00
	C	電力量料金	1 kWh	30.77		臨時電灯	電力量料金	1 kWh	31.34
		基本料金	1 kVA	307.80			基本料金	1 kVA	313.50
		電力量料金	1 kWh	30.77			電力量料金	1 kWh	31.34
公共街路灯	A	需要家料金	1契約	48.60	公共街路灯	A	需要家料金	1契約	49.50
		電灯料金					電灯料金		
		10Wまで	1 灯	82.19			10Wまで	1 灯	83.71
		20Wまで	//	128.74			20Wまで	//	131.12
		40Wまで	//	221.83			40Wまで	//	225.94
		60Wまで	//	314.93			60Wまで	//	320.76
		100Wまで	//	501.12			100Wまで	//	510.40
		100W超過100Wまでごとに	//	501.12			100W超過100Wまでごとに	//	510.40
		小型機器料金					小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機器	211.68			50VAまでの機器	1 機器	215.60
	B	100VAまでの機器	//	351.00		公共街路灯	100VAまでの機器	//	357.50
		100VA超過100VAまでごとに	//	351.00			100VA超過100VAまでごとに	//	357.50
		(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)					(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)		
		[附 則]					[附 則]		
		最低料金					最低料金		
		最初の8kWhまで	1契約	236.52			最初の8kWhまで	1契約	240.90
		電力量料金					電力量料金		
		8kWh超過分	1 kWh	19.67			8kWh超過分	1 kWh	20.03
	B	基本料金	1 kVA	253.80		公共街路灯	基本料金	1 kVA	258.50
		電力量料金	1 kWh	19.67			電力量料金	1 kWh	20.03
		最低月額料金	1契約	236.52			最低月額料金	1契約	240.90

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分		単 位	料金率	区 分	
農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の 10パーセント増し	農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]
					従量電灯の該当料金の 10パーセント 増し

(注) 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率	
低 圧 電 力	基 本 料 金		1 kW 円 1, 123. 20	低 圧 電 力	基 本 料 金		1 kW 円 1, 144. 00	
	電力量料金		電力量料金					
	夏季料金		1 kWh 16. 73		夏季料金		1 kWh 17. 04	
	その他季料金		〃 15. 21		その他季料金		〃 15. 49	
臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき		1 kW 234. 36	臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき		1 kW 238. 70	
	従量制供給		低圧電力の該当料金の20 パーセント増し		従量制供給		低圧電力の該当料金の20 パーセント増し	
農 事 用 電 力	A	(かんがい排水需要)		A	(かんがい排水需要)			
		基 本 料 金			基本料金			1 kW 550. 00
		電力量料金			電力量料金			
		夏季料金			夏季料金			1 kWh 12. 20
	B	(育苗・栽培需要)		B	(育苗・栽培需要)			
		定額制供給			定額制供給			
		毎年最初の30日まで			毎年最初の30日まで			1 kW 6, 633. 00
		30日をこえる 1 日につき			30日をこえる 1 日につき			〃 221. 10
	従量制供給		低圧電力の該当料金の10 パーセント増し	従量制供給		低圧電力の該当料金の10 パーセント増し		
	(脱穀調整需要) 〔附 則〕			(脱穀調整需要) 〔附 則〕				
毎年最初の30日まで		毎年最初の30日まで						
0. 5kW		0. 5kW		4, 095. 63				
1 kW		1 kW		5, 887. 53				
2 kW		2 kW		9, 175. 76				
3 kW		3 kW		12, 504. 69				
3 kW超過 1 kW増すごとに		3 kW超過 1 kW増すごとに		1, 942. 93				
30日をこえる 1 日につき		30日をこえる 1 日につき						
0. 5kW		0. 5kW		25. 42				
1 kW		1 kW		38. 95				
2 kW		2 kW		84. 39				
3 kW		3 kW		130. 82				
3 kW超過 1 kW増すごとに		3 kW超過 1 kW増すごとに		50. 83				

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円	深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円
	[附 則]				[附 則]		
	(8時間供給)				(8時間供給)		
	基本料金	1 kW	172.80		基本料金	1 kW	176.00
	電力量料金	1 kWh	13.27		電力量料金	1 kWh	13.52
	(10時間供給)				(10時間供給)		
	基本料金	1 kW	205.20		基本料金	1 kW	209.00
	電力量料金	1 kWh	13.65		電力量料金	1 kWh	13.90

(注) 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 灯 分)
(附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現 行 料 金				新 設 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
定 額 電 灯				定 額 電 灯		円	
					需要家料金	1 契約	54. 00
					電 灯 料 金		
					10Wまで	1 灯	88. 13
					20Wまで	〃	137. 38
					40Wまで	〃	235. 87
					60Wまで	〃	334. 37
					100Wまで	〃	531. 36
					100W超過100Wまでごとに	〃	531. 36
					小型機器料金		
従 量 電 灯	A			A	50VAまでの機器	1 機器	230. 04
					100VAまでの機器	〃	380. 16
					100VA超過100VAまでごとに	〃	380. 16
					(特定の機器)		
					[附 則]		
					20VAまでのラジオ	1 台	102. 60
					30VAまでのラジオ	〃	144. 72
					最低料金		
					最初の8 kWhまで	1 契約	253. 80
					電力量料金		
従 量 電 灯	B			B	8 kWh超過分	1 kWh	20. 68
					基本料金		
					10アンペア	1 契約	280. 80
					15アンペア	〃	421. 20
					20アンペア	〃	561. 60
					30アンペア	〃	842. 40
					40アンペア	〃	1, 123. 20
					50アンペア	〃	1, 404. 00
					60アンペア	〃	1, 684. 80
					電力量料金		
従 量 電 灯	C			C	最初の120kWhまで	1 kWh	20. 68
					120kWh超過300kWhまで	〃	25. 08
					300kWh超過分	〃	27. 97
					最低月額料金	1 契約	253. 80
					基 本 料 金	1 kVA	280. 80
					電力量料金		
					最初の120kWhまで	1 kWh	20. 68
					120kWh超過300kWhまで	〃	25. 08
					300kWh超過分	〃	27. 97

現 行 料 金					新 設 料 金				
区 分			単 位	料金率	区 分			単 位	料金率
臨 時 電 灯	A				臨 時 電 灯	A			円
							50VAまで 1日につき	1 契約	7.97
							100VAまで	〃	15.94
							200VAまで	〃	31.88
							300VAまで	〃	47.82
							400VAまで	〃	63.76
							500VAまで	〃	79.70
							1kVAまで	〃	159.41
							2kVAまで	〃	318.82
							3kVAまで	〃	478.23
公 衆 街 路 灯	B				公 衆 街 路 灯	B	基 本 料 金		
							40アンペア	1 契約	1,231.20
							50アンペア	〃	1,539.00
							60アンペア	〃	1,846.80
							電力量料金	1 kWh	30.77
	C				公 衆 街 路 灯	C	基 本 料 金	1 kVA	307.80
							電力量料金	1 kWh	30.77
	A				公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	48.60
							電 灯 料 金		
							10Wまで	1 灯	82.19
							20Wまで	〃	128.74
							40Wまで	〃	221.83
							60Wまで	〃	314.93
							100Wまで	〃	501.12
							100W超過100Wまでごとに	〃	501.12
							小型機器料金		
							50VAまでの機器	1 機器	211.68
							100VAまでの機器	〃	351.00
							100VA超過100VAまでごとに	〃	351.00
					公 衆 街 路 灯		(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま) [附 則] 最 低 料 金 最初の8kWhまで 電力量料金 8kWh超過分	1 契約	236.52
								1 kWh	19.67
							基本料金	1 kVA	253.80
							電力量料金	1 kWh	19.67
	B				公 衆 街 路 灯	B	最低月額料金	1 契約	236.52

現 行 料 金				新 設 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
農 事 用 電 灯				農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の 10パーセント 増し

(注) 新設料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 力 分)
(附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現 行 料 金				新 設 料 金				
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率	
低 圧 電 力				低 圧 電 力	基 本 料 金	1 kW	円 1, 123. 20	
					電力量料金			
					夏季料金	1 kWh	16. 73	
					その他季料金	〃	15. 21	
臨 時 電 力				臨 時 電 力	定額制供給			
					1 日につき	1 kW	234. 36	
				従量制供給		低圧電力の該当料金の20 パーセント増し		
農 事	A			農 事	A	(かんがい排水需要)		
							基本料金	1 kW
	B				B	電力量料金		
						夏季料金	1 kWh	11. 98
						その他季料金	〃	10. 89
						(育苗・栽培需要)		
						定額制供給		
						毎年最初の30日まで	1 kW	6, 512. 40
						30日をこえる 1 日につき	〃	217. 08
						従量制供給	低圧電力の該当料金の10 パーセント増し	
用 電 力				用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕			
					毎年最初の30日まで			
					0. 5kW		4, 021. 16	
					1 kW		5, 780. 48	
					2 kW		9, 008. 93	
					3 kW		12, 277. 33	
					3 kW超過 1 kW増すごとに		1, 907. 60	
					30日をこえる 1 日につき			
					0. 5kW		24. 96	
					1 kW		38. 24	
					2 kW		82. 86	
					3 kW		128. 44	
					3 kW超過 1 kW増すごとに		49. 91	

現 行 料 金				新 設 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
深夜電力				深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分) [附 則] (8時間供給)		円
					基本料金	1 kW	172.80
					電力量料金	1 kWh	13.27
					(10時間供給)		
					基本料金	1 kW	205.20
					電力量料金	1 kWh	13.65

(注) 新設料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表
(別表1〔燃料費調整〕)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
(1) 定額制供給		円	(1) 定額制供給		円
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A			イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯			電 灯		
10Wまで	1 灯	0.889	10Wまで	1 灯	0.905
20Wまで	〃	1.779	20Wまで	〃	1.812
40Wまで	〃	3.558	40Wまで	〃	3.623
60Wまで	〃	5.335	60Wまで	〃	5.434
100Wまで	〃	8.893	100Wまで	〃	9.057
100W超過100Wまでごとに	〃	8.893	100W超過100Wまでごとに	〃	9.057
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.656	50VAまでの機器	1 機器	2.705
100VAまでの機器	〃	5.313	100VAまでの機器	〃	5.411
100VA超過100VAまでごとに	〃	5.313	100VA超過100VAまでごとに	〃	5.411
(特定の機器)			(特定の機器)		
[附 則]			[附 則]		
20VAまでのラジオ	1 台	1.063	20VAまでのラジオ	1 台	1.082
30VAまでのラジオ	〃	1.594	30VAまでのラジオ	〃	1.624
ロ. 臨時電灯 A			ロ. 臨時電灯 A		
50VAまで 1 日につき	1 契約	0.071	50VAまで 1 日につき	1 契約	0.073
100VAまで 1 日につき	〃	0.144	100VAまで 1 日につき	〃	0.146
100VA超過500VAまで	〃	0.144	100VA超過500VAまで	〃	0.146
100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.144	100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.146
500VA超過 1 kVAまで	〃	1.433	500VA超過 1 kVAまで	〃	1.460
1 日につき	〃	1.433	1 日につき	〃	1.460
1 kVA超過 3 kVAまで	〃	1.433	1 kVA超過 3 kVAまで	〃	1.460
1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	1.433	1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	1.460
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1 日につき	1 kW	1.507	1 日につき	1 kW	1.535
ニ. 農事用電力 B			ニ. 農事用電力 B		
1 日につき	1 kW	2.712	1 日につき	1 kW	2.762
ホ. 農事用電力 (脱穀調整需要)			ホ. 農事用電力 (脱穀調整需要)		
[附 則]			[附 則]		
1 日につき			1 日につき		
0.5kW	1 契約	0.377	0.5kW	1 契約	0.384
1 kW	〃	0.753	1 kW	〃	0.767
2 kW	〃	1.507	2 kW	〃	1.535
3 kW	〃	2.259	3 kW	〃	2.301
3kW超過 1 kW増すごとに	〃	0.753	3kW超過 1 kW増すごとに	〃	0.767
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
	1 kWh	0.229		1 kWh	0.233

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表
(附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現 行 料 金			新 設 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
			(1) 定額制供給		円
			イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
			電 灯		
			10Wまで	1 灯	0.889
			20Wまで	〃	1.779
			40Wまで	〃	3.558
			60Wまで	〃	5.335
			100Wまで	〃	8.893
			100W超過100Wまでごとに	〃	8.893
			小型機器		
			50VAまでの機器	1 機器	2.656
			100VAまでの機器	〃	5.313
			100VA超過100VAまでごとに	〃	5.313
			(特定の機器)		
			[附 則]		
			20VAまでのラジオ	1 台	1.063
			30VAまでのラジオ	〃	1.594
			ロ. 臨時電灯 A		
			50VAまで 1 日につき	1 契約	0.071
			100VAまで 1 日につき	〃	0.144
			100VA超過500VAまで	〃	0.144
			100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.144
			500VA超過 1 kVAまで	〃	1.433
			1 日につき	〃	1.433
			1 kVA超過 3 kVAまで	〃	1.433
			1 kVAまでごとに 1 日につき	〃	1.433
			ハ. 臨時電力		
			1 日につき	1 kW	1.507
			ニ. 農事用電力 B		
			1 日につき	1 kW	2.712
			ホ. 農事用電力 (脱穀調整需要)		
			[附 則]		
			1 日につき		
			0.5kW	1 契約	0.377
			1 kW	〃	0.753
			2 kW	〃	1.507
			3 kW	〃	2.259
			3 kW超過 1 kW増すごとに	〃	0.753
			(2) 従量制供給		
				1 kWh	0.229

口座振替初回引落とし割引額比較表
(附則10〔料金についての特別措置〕)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	割引額	区 分	単 位	割引額
口座振替初回引落とし割引 初回引落とし割引額	1 契約	円 54.00	口座振替初回引落とし割引 初回引落とし割引額	1 契約	円 55.00

口座振替初回引落とし割引額比較表
(附則12〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

現 行 料 金			新 設 料 金		
区 分	単 位	割引額	区 分	単 位	割引額
			口座振替初回引落とし割引 初回引落とし割引額	1 契約	円 54.00

新 旧 工 事 費 負 担 金 比 較 表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
一般供給設備の工事費負担金		円	一般供給設備の工事費負担金		円
架空配電設備の場合			架空配電設備の場合		
超過こう長	1 m	3,348.00	超過こう長	1 m	3,410.00
地中配電設備の場合			地中配電設備の場合		
超過こう長	1 m	27,000.00	超過こう長	1 m	27,500.00

3 工事費負担金金額の算出根拠

3 工事費負担金金額の算出根拠

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正に基づく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。